					側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が九．六円より低いときにあっては、変更認定前価格）（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、九．九円）
					二十年間
					○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、変更認定前価格）
					二十年間
					○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
					れていた解体等積立基準額）（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、○．六〇円）
（略）	三				
	（略）	二	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	令和九年三月三十一日以前	
					二十年間
					○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
				（略）	
					二十年間
					○．六二円
					八．六円
					二十年間
					○．六二円
（略）	三				
	（略）	二	出力が五十キロワット以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	令和九年三月三十一日以前	